平成２２年（フ）第１４２７８号
千葉県印西市小倉台４丁目３　３棟404
債務者　三浦芙美子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９８号
石川県小松市寺町78番地、従前の住所千葉県船橋市海神１丁目24番23号メゾンドール105号
債務者　外山　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１０３２号
東京都府中市矢崎町４丁目11番１号ライオンズマンション府中407号、住民票上の住所東京都立川市高松町２丁目11番13号メゾンドカルムＢ102号
債務者　村上　直彦
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０４０号
東京都文京区本駒込４丁目35番15―1305号
債務者　川越水無子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０６１号
東京都北区田端１丁目25番６号
債務者　小川　和美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０７６号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目３番地の９メゾン桃ノ木203号
債務者　久保田裕一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３６号
川崎市川崎区浅田３丁目６番１―301号　メゾン・ド・リラ
債務者　近藤　博光
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３７号
川崎市川崎区浅田３丁目６番１―301号　メゾン・ド・リラ
債務者　近藤　真弓
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
青森市花園２―24―16　コーポ山口２号室、住民票上の住所青森市大字油川字浪返24番地11
債務者　和田　綾子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
東京都大田区南馬込６―30―14　木武建設内、住民票上の住所青森市大字油川字浪返24番地11
債務者　佐藤　光忠
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
東京都大田区南馬込６―30―14　木武建設内、住民票上の住所青森市大字油川字浪返24番地11
債務者　佐藤　庸子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
青森市大字新城字山田677番地600
債務者　夏山　真紀
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
静岡県浜松市北区三方原町2214番地の９
債務者　内山　　充
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町220番地　ベルハイム三星202
債務者　加藤　　宰
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
愛知県豊田市前山町３丁目11番地１　Ｔステージ前山スール902号
債務者　出口　和代
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係